

3サンハイツせけんばな紙

第 27 号

令和5年2月1日

編集責任者

田島康弘(3-101)

作成責任者

渡邊芳憲(9-503)

編集委員

小松清明(10-501)



葉にシユウ酸を含み、この葉で10円玉のような銅製品を磨くとピカピカになります。そこで、このことから花言葉は「輝く心」となりました。

花期は春から秋でこの写真は昨年の刈り取り前に5号棟の東側で撮つたものであります。ただ、本などでは実の形はキューリよりもオクラに似ているとしています。

カタバミ（片喰み）

別名酢漿草（ソジョウソウ）

田島康弘(3-101)

団地内の野草

2月行事予定

- 6日(火) ◎鴨池小学校 新1年生保護者説明会
- 9日(金) ◎火災予防運動の日（毎月9日）
◎第3回腎臓病教室
テーマ：腎臓病で注意したい栄養と歯周病
時間：10:00～11:00 定員：20名（先着順）
場所：今村総合病院C棟8階患者ラウンジ
- 10日(土) ◎鴨池小学校 土曜授業
◎鴨池中学校 土曜授業
◎鴨カムサタデー 時間：12:00～13:30
場所：鴨池校区公民館前松林
・鴨カムお結び（地域食堂）
料金：18歳以上／300円、18歳未満／200円、
その他：提供完了次第終了 未就学児／無料
・絵画講座
・その他：事前申込不要、当日手ぶら参加OK
・スマホ相談会
その他：事前申込不要
- 11日(日) ◎第9回ダレデエモ・マナヴェール
テーマ：建築とまちづくり～鴨池校区にちなんで～
時間：10:00～11:00 場所：鴨池校区公民館
- 15日(木) ◎合同リサイクル活動
時間：7:30～8:00 場所：鴨池小学校正門、東門
回収品：廃食用油、キッチン金具(刃物類不可)
本、制服、ベルマーク、
インクカートリッジ・トナー(純のみ)
- 18日(日) ◎第10回プティエコール
テーマ：卓球レクリエーション
時間：10:00～11:45 場所：鴨池小学校体育館
◎第10回ダレデエモ・マナヴェール
テーマ：歴史上の女性たち
時間：10:00～11:45 場所：鴨池校区公民館

体幹トレーニング

- 19日(月)10:30～11:30
26日(月)11:00～12:00
鴨池生協クリニック5階
参加費：500円

鴨かもサロン

- 28日(水)10:00～11:20
鴨池生協クリニック1階
参加費：100円
体幹トレーニングの簡易版

第32回鴨池校区文化祭

- 3日(土) 開会行事と昔あそび
時間：11:00～12:00
場所：鴨池校区公民館
- 4日(日) からくり人形・マジック
時間：11:10～12:00
場所：鴨池校区公民館
彫刻講話
時間：13:30～15:00
場所：鴨池校区公民館
- 4日(日)～18日(日) 作品展示
場所：イオン鹿児島鴨池店
今村総合病院
時間：営業時間内
- 7日(水) 歌唱発表 まさご歌う会
時間：10:00～
場所：真砂福祉館
- 10日(土) 作品展示 「私の活きた証」展
時間：12:00～
場所：鴨池校区公民館
- 11日(日) 演芸発表と美術講話
津軽三味線・マジック
11:30～12:00
マジックアート
13:30～14:30
美術講話
15:00～16:30
場所：鴨池校区公民館
- 18日(日) 閉会行事
(兼女性学級、成人学級閉講式)
時間：11:45～12:00
場所：鴨池小学校体育館

スマホ相談会

- 要予約(その週の月曜まで)
14日(水)、28日(水) 10:00～12:00
予約不要
10日(土)12:00～13:30
場所：鴨池校区公民館

能登半島地震に関連して

渡邊芳憲(9·5·0·3)

耐震基準が改正されるきっかけとなつたのは、昭和46年(1971年)の十勝沖地震で、その後昭和53年(1978年)には宮城県沖地震もありました。

新旧の耐震基準の違いを見てみますと、

旧耐震基準は、

今年のスタートとなる1月1日元日の午後4時10分に石川県能登半島で地震が発生しました。このマグニチュード6.7の地震では、230人以上の方が犠牲となられ、石川県及び近隣の県で併せて1,100人以上の方が、けがを負わされましたし、まだ安否が不明な方も少なからずおられます。また、大きな火事も発生しました。

被災された1万5千人以上の方々が、県内に設けられた避難所370カ所に避難されています。

今でも、余震が断続的に発生しており、心をすり減らす状態が続いていますし、ライフライン、インフラが断たれた状態が、生きることをさらに難しくしています。自衛隊、消防、警察、自治体の方々も、これらを復旧し、被災された方々を支援するために、日夜を問わず頑張っておられます。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、けがをされた方々の一日も早い回復を願っています。そして、地震が落ち着いてきたら、被災された方が、「犠牲になられた方々の分も含めて頑張るぞ」という気持ちで、復興に立ち向かって頂くことを、期待したいと思います。(1/17現在)

■私たちの建物はどうなのか

さて、地震災害は、私たちにとつても無関心でおれるものではありません。私たちの建物はどうなんだろうと言ふことで、調べてみました。

その前に、「建物の耐震基準」というものがありますが、この耐震基準には新旧があります。その境目が昭和56年(1981年)6月1日になります。建築確認がこの日より前なら旧耐震基準、この日以降であれば新耐震基準となります。

前回の回答に補足するという形での回答になっています。その中では、①2、3、5、8、9号棟は、新耐震基準と同等の設計がされている

と同等の設計がされている

②10号棟は、「建築構造設計要領」の「6・8階建壁式構造」に基づき、新耐震基準と同等の設計がされている

③11・14号棟は、昭和56年6月の建築基準法施行令の改正後に適合する旨の通知書が交付されており、新耐震基準の取り扱いになります。

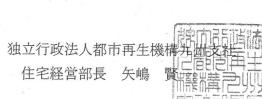
新耐震基準は、
①震度5強程度の地震で、改修・補修しなくとも使用可能である
②震度6以上の地震でも人命に危害がないよう倒壊しないこと
③高さ方向、水面方向のバランスも考慮する
④建物を変形させても倒壊しない設計がされている

私たちの団地は、2、3、5号棟の入居が昭和57年5月から始まっていますから、建築は前年から始まっていたわけで、新耐震基準の適用がどうなっているんだと心配になってしまいます。

修繕委員会(今は解散している)が、平成18年10月23日付で、独立行政法人都市再生機構(旧建設省住宅支社)に対して、照会しております。この回答が平成18年11月14日になります。そこで、独立行政法人都市再生機構(住宅公団の後継機関)九州支社に対し、照会しております。9月24日にも補足回答が来ていました。これは、令和2年の夏、追加して質問したことに対し、

き84-10
令和2年9月24日

鶴池ニュータウンサンハイツ
第3住宅管理組合
理事長 田中 俊一 殿



建物構造に関する問い合わせについて(回答)に対する補足等について

平成18年11月14日付けで回答いたしました「建物構造に関する問い合わせについて(回答)」について、下記のとおり補足等いたします。

記

当団地の2,3,5,8,9号棟の住棟5棟は、新耐震基準と同等の設計がなされており、新耐震基準相当の耐震性能を有しております。計画通知の適合年月日は、それぞれ表-1のとおりとなっており、旧耐震基準の取り扱いとなります。売買契約等で新耐震基準あるいは新耐震基準と同等の性能であるとの証明が必要な場合は、耐震改修促進法に基づく耐震診断等が必要となることがあります。

当団地の10号棟は、昭和55年5月に当時の建設大臣の一般認定を受けた「建築構造設計要領(6~8階建壁式構造)日本住宅公団」に基づき、新耐震基準と同等の設計がなされております。計画通知の適合年月日は表-1のとおりとなっており、旧耐震基準の取り扱いとなります。売買契約等で新耐震基準あるいは新耐震基準と同等の性能であるとの証明が必要な場合は、耐震改修促進法に基づく耐震診断等が必要となることがあります。

当団地の11~14号棟の住棟4棟は、昭和56年6月の建築基準法施行令の改正後に適合する旨の通知書が交付されており、新耐震基準の取り扱いとなります。

表-1

号棟番号	適合する旨の通知書交付日	検査済証交付日
2,3,5号棟	S56.2.3	S56.12.5
8~10号棟	S56.3.2b	S57.5.20
11~14号棟	S57.3.10	S59.7.2

適合する旨の通知書交付日(建築確認日に相当)

また当団地の建設時における海砂の使用につきましては、工事記録が残っておらず詳細は確認できませんでした。

設立された特殊法人でしたので、民間に先んじて新耐震基準を設計に適用していたのでしよう。(1)、(2)は、書類上は旧耐震基準ですでの、右の証明する文言が重要です。左は令和2年9月24日付けの回答です。回答は2ページでしたが、2ページ目は、海砂のことでしたので省略しています。

